

## 第 185 回：新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金について

世界中で感染が広がっている新型コロナウイルス。5月4日に緊急事態宣言の延長が確定し、その影響はとて大きく、日本経済大きなダメージを与えています。

その影響で、資金繰りは厳しくなる一方であり、家庭の生活や、会社の運転資金を心配する声が日に日に強くなっております。今回は新型コロナウイルス感染症の融資・助成金・給付金を別紙にて一覧に致しました。ご参考になれば幸いです。

### 別紙情報は、5月5日現在の情報となります。

融資・助成金・給付金は随時更新がされますので、最新情報は各問合せ先にてご確認をお願い致します。また、各問い合わせが多くなっており、窓口につながらない可能性がございますので予めご了承くださいたく存じます。

簡単ではございますが、新型コロナウイルスに伴う、融資・助成金・給付金をまとめさせていただきました。もし、融資や助成金、給付金が必要な場合はぜひご検討して頂ければと存じます。ご不明な点がございましたら、当事務所までいつでもご相談ください。

# 新型コロナウイルス感染症に伴う融資・助成金・給付金一覧

※5月5日現在の情報となります。情報は日々更新されますので各問合せ先にてご確認をお願い致します。

個人が申請

生活支援

休業で家計が維持が難しい

失業で家計が維持ができない

離職等で住宅を失った・失うかも

児童手当がたりない

収入が減少し生活に困っている

|    |              |  |
|----|--------------|--|
| 貸付 | 緊急小口資金(特例)   | 貸付上限： <b>20万円</b> 利子： <b>無利子</b><br>据置期間：1年以内 返済期間：2年以内      |
| 貸付 | 総合支援資金(特例)   | 貸付上限：単身～ <b>15万円</b> 複数～ <b>20万円</b><br>据置期間：1年以内 返済期間：10年以内 |
| 給付 | 住居確保給付金      | 支給額： <b>5万3千円～6万9千円</b> (世帯人数による)<br>支給期間：原則3ヶ月              |
| 給付 | 子育て世帯臨時特例給付金 | 令和2年4月分児童手当を受給する世帯に<br><b>児童1人につき、1万円</b> を給付                |
| 給付 | 特別定額給付金      | 支給額：国民1人あたり <b>10万円</b> 給付<br>郵送又はオンライン申請による口座振込             |

東京都社会福祉協議会  
東京都新宿区神楽河岸1-1  
03-3268-7238

窓口

居住地の社会福祉協議会

申請は不要  
問い合わせ先は各区市町村

相談コールセンター 03-5638-5855  
申請は各区市町村

事業主が申請

休業補償

従業員に**休業**してもらう

**子供がいる従業員**のため

**子供がいるフリーランス**のため

**休業要請**で事業が継続できない

|    |                           |  |
|----|---------------------------|--|
| 助成 | 雇用調整助成金<br>(新型コロナ特例措置)    | 休業等助成 <b>1人1日8,330円</b> まで<br>助成率は、企業の規模によって異なる        |
| 助成 | 小学校休業等<br>対応助成金(雇用者向け)    | 小学校休校で労働者が有給休暇取得の場合<br>賃金相当額を助成 上限額は <b>8,330円</b>     |
| 助成 | 小学校休業等<br>対応助成金(フリーランス向け) | 小学校休校で休業したフリーランス<br><b>1日当たり4,100円(定額)</b> を助成         |
| 給付 | 感染拡大防止協力金<br>(東京都限定)      | 4/16-5/6の間休業、時間短縮を行った店舗<br><b>単独店舗：50万円 複数店舗：100万円</b> |

厚生労働省・東京労働局  
助成金相談コールセンター  
**0120-60-3999**  
受付時間：9：00～21：00  
(土日・祝日含む)

東京都緊急事態措置相談センター  
03-5388-0567

※緊急事態宣言延長に伴い、東京都の休業要請も延長となります。5/7以降の協力金の詳細は現状未定。

事業主が申請

資金繰り

資金繰りのため、**融資**を受ける

コロナの影響で**売上が半減**した

**国税・地方税**の納付が厳しい

|    |                                 |  |
|----|---------------------------------|--|
| 融資 | セーフティネット保証<br>4号(突発災害)・5号(業況悪化) | 4号：前年比20%～売上減 <b>100%保証</b><br>5号：前年比5%～売上減 <b>80%保証</b>                         |
| 融資 | 新型コロナウイルス<br>感染症特別貸付(中小企業向け制度)  | 前年比5%以上の売上減(無利子の場合15%～業種による)<br>融資上限額： <b>3億円(別枠)</b>                            |
| 融資 | 新型コロナウイルス<br>感染症特別貸付            | 前年比5%以上の売上減(無利子の場合15%～業種による)<br>融資上限額： <b>6,000万円(別枠)</b>                        |
| 融資 | マル経融資の<br>金利引き下げ                | 前年比5%以上の売上減<br>融資上限額： <b>1,000万円(別枠)</b>   |
| 給付 | 持続化給付金                          | 前年比50以上の売上減<br><b>法人：200万円 個人事業主：100万円</b>                                       |
| 猶予 | 納税猶予の特例制度                       | 令和2年2月以降の任意の期間に収入が前年同期に比べ<br>20%以上減少している場合、ほぼ全ての税目(※)<br><b>無担保・延滞税なしで1年間の猶予</b> |

中小企業金融 相談窓口  
03-3501-1544

商工中金 専用コールセンター  
0120-542-711

日本政策金融公庫  
事業資金相談ダイヤル  
0120-154-505

中小企業金融 給付金相談窓口  
0570-783183

問い合わせ先  
管轄の税務署・都税事務所

※国税：所得税、法人税、消費税 地方税：個人住民税、地方法人二税、固定資産税等が対象